

(目的)

第1条 この規程は、本学大学院学則第7章第33条に規定する科目等履修生について必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 科目等履修生となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位を有する者
 - (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を履修することにより、当該外国の学校における16年の課程を修了した者
 - (3) 日本国内において、文部科学大臣が別に指定する外国の大学の課程(当該外国の学校教育制度に位置付けられた教育施設の課程であつて、その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を修了した者
 - (4) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) その他本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者
- 2 外国人の場合は、前項の学力を有し、日本語能力検定試験1級の合格者又はこれと同等の能力があると認められる者で、かつ、履修期間中日本に在留する査証を所持できる者とする。

(履修期間)

第3条 履修することのできる期間は、履修を許可された年の4月から翌年の3月末日までとする。ただし、許可を得て引き続き履修することができる。

(出願手続)

第4条 履修を希望する者は、本学大学院所定の履修願、履修理由書及び履歴書並びに最終学校の卒業又は修了(見込みを含む)証明書、成績証明書及び健康診断書に選考料を添えて願い出なければならない。

2 外国人の場合は、前項の他に外国人登録証明書及び日本語能力検定試験1級合格通知書の写しを提出しなければならない。

3 引き続き履修を希望する者は、改めて履修継続願を提出しなければならない。

(履修手続)

第5条 履修を許可された者は、本学大学院所定の誓約書、卒業又は修了証明書、登録料、受講料を納入し、科目等履修生証の交付を受けなければならない。

2 定められた期間内に手続きを完了しない者については、許可を取り消すことがある。

(選考料等)

第6条 科目等履修生の選考料、登録料及び受講料は次のとおりとする。

選考料 10,000円(継続の場合は不要)

登録料 20,000円(本学出身者は半額)

受講料 1単位につき、17,000円

第7条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成7年10月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。